

意見書

平成 16 年 6 月 21 日

総務省総合通信基盤局
電気通信事業部事業政策課 御中

ゆうびんばんごう
郵便番号 103-0015

とうきょうとちゅうおうくにほんばしほござきちょう
東京都中央区日本橋箱崎町 24-1

そふとばんくびーびーかぶしかいしゃ
ソフトバンク B B 株式会社

だいひょうとりしまりやくしゃちょう そん まさよし
代表取締役社長 孫 正義

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請に関し、別紙の通り意見を提出します。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の日本電信電話株式会社等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する業務に係る認可申請に関する意見

NTT 東西の活用業務認可申請については NTT 法第2条第5項に定めている認可の判断基準を満たしているかどうかを公正競争ガイドラインに従って厳格に審査する必要があります。

今回の集合住宅ユーザ向けIP電話サービスの認可申請は、既に認可されている法人向け IP 電話サービスに次ぐIP電話サービスですが、このように県間通信においてNTT 東西がエンドエンド料金を設定して次々と新しいIP電話サービスを提供することは、実質的に広域電気通信業務に進出しようとするものであり、電話サービス全体が固定電話からIP電話に移行していく流れの中で、電気通信事業法で定められているNTT東西の業務範囲即ち「都道府県の区域において行う地域電気通信業務」が形骸化し、NTT 東西が電話サービス市場における市場支配力を IP 電話においても行使する危険性をはらんでいます。地域電気通信事業の経営を目的としてNTT東西を創設することによって競争政策を導入したNTT分割の趣旨を踏まえ、地域電気通信業務に支障を与えないことは当然のこととして、NTT東西と接続事業者間の公正な競争を確保するという観点から厳格な審査をお願いいたします。

1. 地域電気通信業務等の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれについて

NTT東西は活用しようとする設備については「本業務では主に既存中継系交換機設備を活用することになるが、本業務が当該設備の負荷増に与える影響は数%程度と想定しており、地域電気通信業務等の遂行に支障を及ぼすおそれはないと考える。」としています。

「負荷増に与える影響は数%程度」について、①どの時点のトラヒックを想定したものか明らかでなく、また②数%程度という表現があいまいであり、1%と9%では影響の程度も異なると考えられ、数%程度なら支障を及ぼさないとする根拠が明らかではありません。

これに対し総務省の考え方は、「ガイドラインに基づき、① 活用業務を営むために過大な投資を行うことにより、NTT 東西の財務を圧迫し、地域電気通信業務等の遂行を困難にするおそれが生じる場合 ② 地域電気通信業務等を営むために保有している設備や職員等の既存の経営資源を過度に転用することにより、利用者サービスの維持・向上に係る地域電気通信業務等の遂行がおろそかになるおそれが生じる場合 に該当するか否かについて、検討を行っているところである。」としたうえで、「活用する既存の設備や職員等についても過度の経営資源の転用は見られないものと考えられ」、「当該活用業務を行うことにより、NTT 東日本の地域電気通信業務の円滑な遂行に支障を及ぼすおそれはない」としています。

しかし、より詳細な根拠データを求めたうえで、厳格な可否判断を行うべきです。

2. 電気通信事業の公正な競争の確保に支障を及ぼすおそれについて

(1) 活用業務の範囲について

NTT東西の認可申請に対する総務省の考え方において、認可条件5については「NTT東西が県間伝送路を自ら設置する等により都道府県の区域を越えてサービスを提供する場合は活用業務と認めない」ことを明記すべきです。

NTT東西が県間伝送路を自ら構築できる条件は、地域IP網の県間接続によるフレックスサービスに限定すべきです。

(ア) 総務省の考え方における認可条件5

認可条件5 県間伝送路等を東日本電信電話株式会社自ら設置する等、集合住宅ユーザ向けIP電話サービス（仮称）の提供の仕組みに関して、公正な競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、改めて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

(注) NTT西日本に対する認可条件5も同様

(イ) 弊社意見

認可条件5は次の趣旨とすべきである。

認可条件5 県間伝送路を東日本電信電話株式会社自ら設置する等により都道府県の区域を越えてサービスを提供する場合は活用業務とは認めない。その他、集合住宅ユーザ向けIP電話サービス提供の仕組みに関して、公正競争の確保に影響を及ぼし得る変更を行う場合には、あらためて日本電信電話株式会社等に関する法律第2条第5項に基づく認可申請を行うこと。

(注) NTT西日本に対する認可条件5も同様

(ウ) 理由

今回の集合住宅ユーザ向けIP電話サービスにおいて活用業務に該当するのは、県間伝送に係る料金設定のみであるが、もし県間伝送路をNTT東西が自ら設置してIP電話サービスを行う場合はNTT法で定められた地域電気通信事業という業務範囲を逸脱することとなり、且つ地域電気通信業務を営むために保有する設備以外の設備を設置することになるから活用業務といえないことは明らかです。従って、NTT東西が県間伝送路を自ら設置する等により都道府県の区域を越えてサービスを提供する場合は活用業務と認めない」ことを明記すべきです。

また、認可条件5の「県間伝送路等を東日本電信電話株式会社自ら設置する等」の記述は、NTT東西が県間伝送に係る料金設定のみを活用業務として認可申請しているものに対して、NTT東西自身が言及していないにもかかわらずNTT東西が今後新たな設備を設置することまでを想定して認可条件としたものであり適切ではなく削除すべきです。

(2) 営業面でのファイアーウォールについて

① 加入者情報の利用について

NTT東西の認可申請に対する総務省の考え方において、認可条件3については「加入電話

及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと」に加えて「それが担保される仕組みを明確にすること」を明記すべきである。

(ア) 総務省の考え方における認可条件3

認可条件3 集合住宅ユーザ向けIP電話サービス(仮称)に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。

(注) NTT西日本に対する認可条件5も同様

(イ) 弊社意見

認可条件3は次の趣旨とすべきである。

認可条件3 集合住宅ユーザ向けIP電話サービス(仮称)に関して、加入電話及びINS64の契約に関して得た加入者情報であって、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないこと。またそれが担保される仕組みを明確にすること。

(注) NTT西日本に対する認可条件5も同様

(ウ) 理由

例えば、集合住宅へ入居を予定している利用者がNTT東西の116番に加入電話の設置や移転を申し込んだときに、116番のオペレータがNTT東西のIP電話を勧誘することが十分想定できます。一方、加入電話の移転情報等を利用できない他事業者は集合住宅に入居予定者があることさえ把握できないことが多く、もしNTT東西がこのような営業活動を行った場合著しく公正競争を阻害することになります。従って、他事業者が利用できないものを用いた営業活動を行わないことが担保される仕組みが明確にならない限り、認可するべきではありません。

② NTT東西の組織について

NTT東西は、営業面でのファイアウォールを確保するために、「本社や支店において、相互接続部門と営業部門は別々の組織として設置しており、接続の業務を通じて知りえた情報を目的外に利用することがないよう、本社からの通達、社員用マニュアル、社員向け説明会により徹底した指導を実施している。」としています。

しかし、営業面でのファイアウォールが必要となるのは、相互接続部門と営業部門の間は勿論ですが、NTT東西が市場支配力を有する加入電話部門とIP電話サービス部門の間にこそ厳格なファイアウォールが必要であり、これがなければ公正な競争の確保はできません。従って、加入電話部門とIP電話サービス部門を別組織とするべきです。

また、NTT東西は、活用しようとする職員について、「現在、法人向けIP電話サービス、電話サービスおよびIP系サービスに関する業務を行う組織に所属する社員」としています。このことは、同じ職員が加入電話とIP電話サービス業務に従事することを示しており、これでは営業面でのファイア

一ウォールを設けることは不可能です。電話サービスに従事する職員をどのような方法で活用するのか明確にするべきです。

－ 以上 －